

1 議事日程

- 日程番号1 会議録署名議員の指名
- 日程番号2 諸般の報告
- 日程番号3 一般質問
- 日程番号4 議案第14号 公平委員会委員の選任について
- 日程番号5 議案第15号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程番号6 議案第16号 人権擁護委員の推薦について
- 日程番号7 議案第17号 条件付採用期間中の職員の分限に関する条例案
- 日程番号8 議案第18号 士幌町職員定数条例の一部を改正する条例案
- 日程番号9 議案第19号 士幌町職員等の旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案
- 日程番号10 議案第20号 士幌町学校部活動地域展開準備会設置条例の一部を改正する条例案
- 日程番号11 議案第21号 士幌町こども発達相談センター設置条例の一部を改正する条例案
- 日程番号12 議案第22号 士幌町立幼保連携型認定こども園条例の一部を改正する条例案

2 出席議員（11名）

- | | | | |
|-----------|-----------|-----------|----------|
| 1番 中村 貢 | 2番 森本 真隆 | 3番 山中 明裕 | 5番 矢坂 賢哉 |
| 6番 牧野 圭司 | 7番 大西 米明 | 8番 西山 伸宏 | 9番 伊藤 健蔵 |
| 10番 成田 哲也 | 12番 秋間 紘一 | 13番 河口 和吉 | |

3 欠席議員（1名）

- 11番 曾我 弘美

4 地方自治法第121条の規定による説明のための出席した者

- | | | | |
|--------|-------|-----|-------|
| 町長 | 高木 康弘 | 教育長 | 土屋 仁志 |
| 代表監査委員 | 寺田 和也 | | |

5 士幌町長の委任を受けて出席した者

- | | | | |
|-------------|-------|--------|--------|
| 副町長 | 亀野 倫生 | 総務課長 | 西野 孝典 |
| 地域戦略課長 | 小野寺 務 | 会計管理者 | 三野宮智恵子 |
| 町民課長 | 角田 淳二 | 保健福祉課長 | 佐藤 慶岩 |
| 産業振興課長 | 吉川 和美 | 建設課長 | 上山 英樹 |
| 建設課道路維持担当課長 | 若原 裕 | 病院事務長 | 増田 達也 |
| 特老施設長 | 福田 剛大 | 幼児教育課長 | 郷原 敏宏 |

消防課長 仙石 讓

6 教育長の委任を受けて出席した者

参事	下坂 吉彦	教育課長	川岸 滋一
給食センター所長	加納 正信	高校事務長	杉山みちる

7 農業委員会会長の委任を受けて出席した者

事務局長 加藤 吉宏

8 職務のため出席した者

事務局長 藤内 和三 係長 戸水 祐也

9 議事録

会議の経過

(開議 午前10時00分)

○河口議長

ただいまの出席議員は11名であります。

なお、11番、曾我議員より欠席届が提出されていますので、報告します。

定足数に達していますので、本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、10番、成田哲也議員及び12番、秋間紘一議員を指名します。

日程第2、諸般の報告を行います。

2月12日、本会議散会後に開催されました予算審査特別委員会において委員長及び副委員長の互選を行った結果、委員長に中村貢委員、副委員長に森本真隆委員と決定されましたことを報告します。

なお、委員長より予算審査特別委員会について本日本会議散会後より開会し、2月17日は午前10時から、2月18日は午後1時30分から審査を行うと通知がありましたことを報告します。委員会の開催に当たり、町長、副町長、教育長、代表監査委員は全日、農業委員会会長は所管の日に出席を求めます。説明員として町長及び行政委員会の長から出席要請された職員の方は、所管の審議に合わせご参集ください。

これで諸般の報告を終わります。

日程第3、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許します。

質問順位1番、伊藤健蔵議員。

○伊藤議員

本定例会に質問する時間をいただきましたので、町長に質問させていただきたいと思っております。町長におかれましては、4年に1度の大変忙しい時期ということは重々承知してお

りますが、行政には停滞ということは許されませんので、あえて質問させていただきたいと思えます。

それでは、質問させていただきたいと思えます。町においては、土幌町環境基本条例を制定し、令和4年には土幌町ゼロカーボンシティ宣言を行い、地球温暖化対策を積極的に進めております。メガソーラーの基準は、1,000kWを超える発電出力を持つ太陽光発電設備です。1,000kWは、約300世帯が消費する発電量に相当し、用地面積は2ha必要ということでもあります。地球環境は、地球温暖化の原因であるCO₂等の温室効果ガスを排出しない太陽光や風力等が再生可能エネルギーとして効果的と言われております。しかし、近年全国各地で野山を切り開き、自然破壊や動植物の植生や生態系維持に大きく影響し、環境や景観の変化が社会問題となっております。町は、今後メガソーラー設置に対して環境面や地域社会との問題についてどのように考え、推進するのか、規制するのか質問いたします。よろしく願いいたします。

○河口議長

答弁を求めます。町長、登壇願います。

○高木町長

伊藤議員のご質問にお答えをさせていただきます。

本町は、令和4年に土幌町ゼロカーボンシティ宣言を行い、脱炭素社会の実現に向けた取組を加速させるとともに、本町の豊かな環境を保全し、次世代に引き継いでいくために令和5年に太陽光発電と風力発電に関するゾーニング調査を行い、ゾーニングマップを作成、本町のホームページ上で公表しているところです。ゾーニング調査では、4つのエリアに分類し、保全エリア、法令等により設置が困難なエリアと環境保全、農地保全を優先するエリア、調整エリア、設置に当たり許認可が必要であり、地域との調整が必要なエリア、配慮エリア、再生可能エネルギー導入に当たり環境保全への適正な配慮が必要なエリア、促進エリア、再生可能エネルギー導入の適地エリアとして、分かりやすく地域との調整、環境保全への適正な配慮について明確化いたしました。

現在全国各地において無秩序な開発を防ぎ、地域との共生が図られた再生可能エネルギーの導入を進めるため、太陽光発電に係る規制条例を制定する動きが見られております。また、国においても太陽光発電の導入が急速に拡大した一方で様々な懸念が発生している現状を踏まえ、地域との共生が図られた望ましい事業は促進する一方で、不適切事業に対して厳格に対処するため、令和7年12月23日に太陽光に係る対策パッケージを関係閣僚会議で決定し、不適切事案に対する法的規制の強化、地域の取組との連携強化、地域共生型への支援の重点化に向けて施策の実行を進めるとされ、各施策については遅くとも令和8年度中には開始する予定となっております。本町といたしましては、地域との共生や環境への配慮が大前提であり、地球温暖化対策の観点からも地域との共生が図られた事業は促進する一方で不適切な事業に対しては厳格に対応する必要があると考えており、国の太陽光に係る対策パッケージの動向を注視してまいりたいと存じます。

以上、伊藤議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。

○河口議長

再質問があれば許します。伊藤議員。

○伊藤議員

ありがとうございます。ただいま回答のあったとおり、町は土幌町再生可能エネルギーゾーンニング事業で地域の自然的、経済的、社会的条件を踏まえ、ゾーンニングマップを作成しております。町民に理解醸成や利害関係者への配慮、環境への配慮等を図り、地域の再生可能エネルギー事業を促進する区域や保全すべき区域、調整すべき区域として全町を明確化するために制定したことは高く評価したいと思います。

しかし、ゾーンニングマップの各エリアの設定に従わなかった場合、不認可や工事中止など法的強制力は期待できるのかお伺いしたいと思います。

○河口議長

町長、答弁を求めます。

○高木町長

お答えをしたいと思います。

まず、ご存じのとおり、農用地につきましては、営農型太陽光発電を除きまして転用が認められていないと承知をしているところでございます。また、林地についてであります。開発面積が5,000m²を超える場合、知事の林地開発許可が必要でありまして、太陽光発電の設置に対しましては一定の規制がされているところでございます。加えまして本町におきましては、この森林、それから原野、雑種地に対しましても平成4年に制定をいたしました自然環境等保全条例に基づきまして1万m²以上の開発行為には町との事前協議が必要となっております。ゾーンニングマップの促進エリア以外の区域での開発行為につきましては、その計画内容を調査、検討し、この事前協議の中で検討させていただき、自然環境等に影響を及ぼすことがないか、あるいは事前に環境調査を求めることができることになっておりますので、その状況に応じまして地域との共生、環境への配慮措置や計画内容の変更について指導することが可能と考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○河口議長

再質問があれば許します。伊藤議員。

○伊藤議員

分かりました。それで、私が一番心配するのは、事業者が耐用年数を迎えたとき、約20年くらいだそうですが、これらの事業が途中で中止したり、破損等で発電事業が継続が困難になったとき、責任を持って撤去等の安全対策を義務づけることができるかどうかということなのです。所有者が不明になったり、外国資本等で連絡不能になったような場合、放置された発電施設を誰が安全管理や撤去を行うのかということです。令和8年度中に法整備が図られるとのことですが、将来に不安を残さないように備えるために町独自の条例

制定で対応することも検討すべきと思いますが、お考えを聞きたいと思います。

○河口議長

答弁を求めます。町長。

○高木町長

まず、再生可能エネルギーの固定価格買取制度、いわゆる通称FITと言われている制度で発電事業を行おうとする場合に、売電収入の中から最終的な施設の撤去費用を積み立てなければならないといいますが、一旦自分が収入を得るのではなくて、たしか機構が何かの形でそこに積み立てていくということになっておりますので、一般的にはFIT制度は20年間と、実際には20年もう少し使えるのかと思いますが、その撤去費用についてはその中で賄えるものと私どもとしては認識をしているところでございます。それらの責任はというところについては、まだ国の対策パッケージ等動向も十分注視をしながら、私どもとしては検討しなければならないのかなと思っているところでございます。

議員から今提案がございました条例等の制定についてであります。この国の太陽光に係る対策パッケージの動向も十分注視をしながら、町としても今後判断をしていきたいと考えているところでございます。

○河口議長

再質問があれば許します。伊藤議員。

○伊藤議員

ありがとうございます。少し安心したかなということも考えますが、メガソーラー施設は工事が始まってから地域住民が気づくということが多と思うのです。ぜひ事前届出制を確立し、事業者に対して地域との共生や環境への配慮等、ゾーニングマップの趣旨の理解を得るように努め、将来大量の産業廃棄物が負の遺産として次世代に残さないように指導を徹底していただくことを期待して、質問を終わりたいと思います。よろしく願いいたします。

○河口議長

町長。

○高木町長

先ほど答弁させていただきましたように、本町の自然環境等保全条例の中で1万m²以上の開発行為に対しましては事前協議が必要となつてございますので、その中で事業者に対してはその計画内容を詳細ヒアリングを行った上で、環境調査が必要かどうかということをもまず町で判断し、あるいは地域住民との合意形成という部分についても十分に指導させていただき、その計画内容が妥当なものかどうかということも含めて町としてはしっかり指導をしていきたいと、そのように考えているところでございます。

日程第6、議案第16号「人権擁護委員の推薦について」を議題とします。
朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。町長。

○高木町長

議案第16号も人事案件で、人権擁護委員の推薦についてであります。人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

現委員であります金森秀文氏が本年6月30日の任期をもって退任したい旨の申出がありましたので、記載のとおり、 、 になりますが、辻浩美氏を推薦しようとするものであります。同氏は、元町職員でございますが、こども発達相談センターで長年勤務し、人権擁護について深い理解がある方であることから、適任者として推薦するものであります。

なお、任期につきましては、本年7月1日より3年間であります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。提案理由に代えさせていただきます。

○河口議長

説明が終わりましたので、質疑、討論を省略し、これより議案第16号を採決します。
本案について当議会の意見は適任とすることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○河口議長

異議なしと認めます。

よって、本案は求められている意見を適任とすることに決定しました。

日程第7、議案第17号「条件付採用期間中の職員の分限に関する条例案」を議題とします。

朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。副町長。

○亀野副町長

議案第17号 条件付採用期間中の職員の分限に関する条例の制定について説明をいたします。

この条例につきましては、地方公務員法の規定に基づき条件付採用期間中の職員の分限に関する条例を整備する必要があるため、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものであります。

恐れ入ります。説明資料の4ページを御覧願います。議案は議案書の13ページになりますが、本ページで説明をさせていただきます。主な制定内容でございますが、本条例は4条立てで構成をされております。また、条件付採用期間中の職員とは、職員採用後約6か月期間の職員が適用となります。

それでは、第1条では、趣旨として地方公務員法の規定に基づき職員の分限に関し必要な事項を定めたものでございます。

第2条では、正規職員の分限処分の基準等と統一性を持たせるため、第1項第1号から第4号のいずれかに該当する場合には降任、または免職する場合の要件を定めております。

また、第2項で休職する場合の規定を第1号及び第2号で定めております。

第3条では、分限に関しての手續について記載をしており、第4条においてこの条例の施行に関し必要な細目については、町長が別に定めることとしております。

附則といたしまして、この条例は、令和8年4月1日から施行するものであります。

以上、簡単でございますが、議案第17号の説明といたします。

○河口議長

これから質疑を行います。ありませんか。

(なしの声あり)

○河口議長

質疑を終わり、これから討論を行います。

(なしの声あり)

○河口議長

討論なしと認め、これから議案第17号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○河口議長

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第8、議案第18号「土幌町職員定数条例の一部を改正する条例案」を議題とします。

朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。副町長。

○亀野副町長

議案第18号 土幌町職員定数条例の一部を改正する条例案について説明をいたします。

この改正につきましては、働き方改革の一環として育児休業等の取得を容易にするため環境整備に取り組むために、その取得により長期にわたり欠員が生じる場合への対応が必要であるため、育児休業等を取得した職員を職員定数から除外するほか、所要の改正をしようとするものでございます。

それでは、説明資料の5ページを御覧願います。新旧対照表は6ページになりますが、本ページの要旨で説明をさせていただきます。主な改正内容でございますが、第3条に規定する定数外の職員に産前産後休暇者及び育児休業者を追加するものであります。

施行期日につきましては、令和8年4月1日から適用するものであります。

以上、議案第18号の説明といたします。

○河口議長

これから質疑を行います。ありませんか。

(なしの声あり)

○河口議長

質疑を終わり、これから討論を行います。

(なしの声あり)

○河口議長

討論なしと認め、これから議案第18号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○河口議長

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第9、議案第19号「士幌町職員等の旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案」を議題とします。

朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。副町長。

○亀野副町長

議案第19号 士幌町職員等の旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案についてご説明をいたします。

この改正につきましては、国内外における物価上昇など経済社会情勢の変化に対応するとともに、事務負担軽減を図ることを目的として国家公務員等の旅費に関する法律が令和7年4月1日から改正されたところであります。本町としても昨今の物価上昇に対応し、公務員による旅行の際、職員に自己負担を生じさせることなく確実に実費弁償を行うとともに、包括宿泊費や旅行役務提供者に対する直接支払いを可能とするなど職員の事務負担の軽減を図ることを目的として規定の整備を図ることが必要であることから、職員の旅費に関する条例の一部を改めようとするものでございます。

それでは、説明資料の7ページを御覧願います。新旧対照表につきましては、8ページから21ページになりますが、本ページで説明をさせていただきます。主な改正内容ですが、宿泊料と移転料につきまして現在の定額支給方式から実費支給方式へ改めるほか、食卓料及び日額旅費を廃止し、支度料を旅行雑費と統合いたします。なお、宿泊料につきましては、現在の物価高騰を鑑み、今回の改正より上限額は設定いたしますが、支給可能額を引き上げるとともに交通費と宿泊費とを合わせたいわゆるパック旅行に関する包括宿泊費を新たに追加をいたします。そのほかこれらの改正に関わる関連条項及び別表を改正するとともに、旅行役務提供者への直接支払い、旅行者が規定に違反して旅費を支給した場合に給与等から控除できる規定も新たに追加をいたします。

次に、施行期日ですが、令和8年4月1日から適用するものであります。

以上、議案第19号についての説明とさせていただきます。

○河口議長

これから質疑を行います。ありませんか。

(なしの声あり)

○河口議長

質疑を終わり、これから討論を行います。

(なしの声あり)

○河口議長

討論なしと認め、これから議案第19号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○河口議長

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第10、議案第20号「土幌町学校部活動地域展開準備会設置条例の一部を改正する条例案」を議題とします。

朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。副町長。

○亀野副町長

議案第20号 土幌町学校部活動地域展開準備会設置条例の一部を改正する条例案について説明をいたします。

それでは、説明資料の22ページを御覧願います。新旧対照表は23ページになりますが、本ページの要旨で説明をさせていただきます。この改正につきましては、本町の学校部活動地域展開の状況及び国における部活動の地域展開・地域クラブ活動の推進等に関する調査研究協力者会議、スポーツ庁の提言等を踏まえ、準備会の設置期間を改めるため本条例の一部を改正しようとするものでございます。

主な改正内容でございますが、第1条中の及びを読点に改め、その次の文言を「文化部活動の地域移行に関する検討会議（文化庁）」及び「部活動の地域展開・地域クラブ活動の推進に関する調査研究協力者会議（スポーツ庁）」と改めます。

また、第2条中の令和8年3月31日を令和11年3月31日に改めるものでございます。

最後に、施行期日につきましては、公布の日から適用いたします。

以上、議案第20号の説明といたします。

○河口議長

これから質疑を行います。ありませんか。

(異議なしの声あり)

○河口議長

質疑を終わり、これから討論を行います。

(なしの声あり)

○河口議長

討論なしと認め、これから議案第20号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○河口議長

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第11、議案第21号「土幌町こども発達相談センター設置条例の一部を改正する条例案」を議題とします。

朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。副町長。

○亀野副町長

議案第21号 士幌町こども発達相談センター設置条例の一部を改正する条例案について説明をいたします。

この改正につきましては、移転新築に伴い設置位置が変更となりましたので、位置について改めようとするものでございます。

恐れ入ります。説明資料の24ページを御覧願います。新旧対照表は25ページになりますが、本ページで説明をさせていただきます。主な改正内容でございますが、設置位置を士幌町字士幌幹線167番地11と改めようとするものでございます。

附則といたしまして、この条例は、令和8年4月1日から適用するものであります。

以上、議案第21号の説明といたします。

○河口議長

これから質疑を行います。ありませんか。

(なしの声あり)

○河口議長

質疑を終わり、これから討論を行います。

(なしの声あり)

○河口議長

討論なしと認め、これから議案第21号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○河口議長

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第12、議案第22号「士幌町立幼保連携型認定こども園条例の一部を改正する条例案」を議題とします。

朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。副町長。

○亀野副町長

議案第22号 士幌町立幼保連携型認定こども園条例の一部を改正する条例案について説明をいたします。

この改正につきましては、認定こども園移転新築に伴い設置位置及び規模が変更となりましたので、本条例を改めようとするものでございます。

恐れ入ります。説明資料の26ページを御覧願います。新旧対照表は27ページになりますが、本ページで説明をさせていただきます。主な改正内容でございますが、設置位置を士幌町字士幌幹線167番地25と改めようとするものであります。また、受入れ定員につきましても現行160人を220人に改めようとするものでございます。

附則といたしまして、この条例は、令和8年4月1日から適用するものであります。

以上、議案第22号の説明といたします。

○河口議長

これから質疑を行います。ありませんか。

(なしの声あり)

○河口議長

質疑を終わり、これから討論を行います。

(なしの声あり)

○河口議長

討論なしと認め、これから議案第22号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○河口議長

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

以上で本日の日程は全て終了しました。

次回は、18日、予算審査特別委員会終了後に再開します。

本日はこれで散会します。

(散会 午前10時33分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 年 月 日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員